

働き方改革 お手伝いします!

相談
無料

秘密
厳守

専門家(社会保険労務士)がサポートします

人材確保や育成、助成金、労務管理など、働き方に関するお悩みをお受けし、
課題解決のための改善提案を行います。

ご相談方法

電話・来所・メール

ご相談無料

専門家による企業訪問

事業所を最大6回まで
無料で訪問

無料サポート

セミナー開催
セミナー講師派遣



働き方改革サポートオフィス山口

(働き方改革推進支援センター)

☎ 0120-172-223

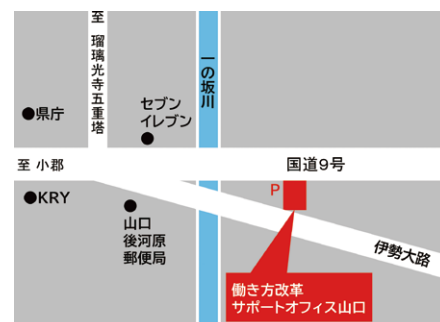
FAX 083-902-3512

〒753-0083 山口市後河原25番地 愛山会ビル2階

受付時間 平日9:00~17:00(土・日・祝・12/29~1/3を除く)

メール yamaguchi@workstylereform.net

H P <https://hatarakikataikaiku.mhlw.go.jp/consultation/yamaguchi/>



お申し込みは裏面をご覧ください→



必要事項をご記入いただき、上記FAX番号にお送りください。

メールでのご相談も承ります。

E-mail : yamaguchi@workstylereform.net

HPからも
お申し込みいただけます。

企業相談 FAX 申込書

会 社 名																		
住 所																		
T E L																		
従 業 員 数		業 種																
担 当 者 名	部署	職名	氏名															
☐ 企 業 訪 問 ☐ オフィス来所	希 望 日	※来所相談をご希望の際は事前に電話・メール・FAXにてご予約いただきますようお願い申し上げます。	第 1 希 望	月	日	時～												
			第 2 希 望	月	日	時～												
			第 3 希 望	月	日	時～												
ご 相 談 内 容																		
<table><tr><td>☐ 同一労働・同一賃金（不合理な待遇差の禁止）</td><td>☐ 改正育児・介護休業法</td></tr><tr><td>☐ 働き方改革関連法全般</td><td>☐ 年次有給休暇の取得</td></tr><tr><td>☐ 時間外労働の上限規制</td><td>☐ 人材確保に資する技術的な相談</td></tr><tr><td>☐ 就業規則の整備・見直し</td><td>☐ テレワーク導入の際の留意点</td></tr><tr><td>☐ 賃金規定の整備・賃金引き上げに向けた環境整備</td><td>☐ ハラスメント対策</td></tr><tr><td>☐ 助成金の活用</td><td>☐ その他（ ）</td></tr></table>							☐ 同一労働・同一賃金（不合理な待遇差の禁止）	☐ 改正育児・介護休業法	☐ 働き方改革関連法全般	☐ 年次有給休暇の取得	☐ 時間外労働の上限規制	☐ 人材確保に資する技術的な相談	☐ 就業規則の整備・見直し	☐ テレワーク導入の際の留意点	☐ 賃金規定の整備・賃金引き上げに向けた環境整備	☐ ハラスメント対策	☐ 助成金の活用	☐ その他（ ）
☐ 同一労働・同一賃金（不合理な待遇差の禁止）	☐ 改正育児・介護休業法																	
☐ 働き方改革関連法全般	☐ 年次有給休暇の取得																	
☐ 時間外労働の上限規制	☐ 人材確保に資する技術的な相談																	
☐ 就業規則の整備・見直し	☐ テレワーク導入の際の留意点																	
☐ 賃金規定の整備・賃金引き上げに向けた環境整備	☐ ハラスメント対策																	
☐ 助成金の活用	☐ その他（ ）																	

働き方改革関連法への対応はお済みですか？
～働き方改革サポートオフィス山口がお手伝いします～

「働き方改革」は、働く人が、個々の実情に応じた多様で柔軟な働き方を自分で「選択」できるようにするための改革で、それに対応した「働き方改革関連法」が2019年から順次施行されています。

以下の項目について御社の取組状況をご確認いただき、まだ対応ができていないとか、詳しいことが聞いてみたいという場合にはご連絡ください。専門の担当者をご相談に応じます。

「働き方改革関連法」に関する法改正（関心のある項目の□にチェックを入れてみましょう）

- ☐ 中小企業の月60時間超残業に対する割増賃金の引き上げ(2023年4月～)
- ☐ 正社員と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差の禁止(中小企業2021年4月～)
- ☐ 時間外労働の上限規制の導入(中小企業2020年4月～)
- ☐ 建設業や自動車運転の業務に対する時間外労働の上限規制の導入(2024年4月～)
※医師の時間外労働の上限規制の導入については、山口県医療勤務環境改善支援センターを紹介します
- ☐ 年次有給休暇の確実な取得(2019年4月～)
- ☐ 「フレックスタイム制」の拡充(2019年4月～)
- ☐ 「勤務間インターバル制度」の導入促進(2019年4月～)